

確定申告について お知らせします

間もなく令和5年分の確定申告が始まります。申告書は自身で作成し、国税電子申告・納税システム(e-Tax)または郵送などで提出してください。



申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税

3月15日(金)

消費税及び地方消費税

4月1日(月)

※所得税・消費税及び地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

確定申告会場

と き **2月13日(火)～3月15日(金)**

(土・日曜日、祝日を除く)

9時～17時

(受付16時まで)

ところ **イオンモール鈴鹿2階**

イオンホール(庄野羽山4-1-2)

入場整理券が必要です

会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場当日配布します。なお、LINEアプリを使えば、事前に入手できます。

※入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

※LINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の開始時期については、国税庁ホームページをご覧ください。

ご注意ください

- ・ 9時から10時までの間、会場へは専門店街「南入口」のみ入場できます。
- ・ 2月16日(金)から3月15日(金)までは、鈴鹿税務署で申告相談は行いません。
- ・ 2月15日(木)まで、および3月18日(月)以降(土・日曜日、祝日を除く)は、鈴鹿税務署で申告相談を行います。なお、1月4日(木)以降は、「入場整理券」が必要です(電話などで予約をされた方は除く)。
- ・ 確定申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで申告していただきます。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールしてください。また、「源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類」、「スマートフォンおよびマイナンバーカード(※)」が必要になりますので、準備をお願いします。

※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

■署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)

■利用者証明用電子証明書(数字4桁)

自宅のパソコン・スマートフォンからe-Taxで申告を!

自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告ができるe-Taxをぜひご利用ください。e-Taxの送信は、①マイナンバーカード方式、②ID・パスワード方式の2つの方式があります。

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを使ったe-Taxの送信方式です。マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。

②ID・パスワード方式

税務署で発行したIDとパスワードを使用したe-Taxの送信方式です。

ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な主な方

令和5年中に事業、農業、不動産所得のある方や各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)が、所得控除(扶養控除、基礎控除など)の合計額を超える方

給与所得のある方で令和5年中に	給与の収入が2,000万円を超える方
	年末調整済の給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
公的年金等の収入のある方で令和5年中に	給与を2カ所以上からもらっている方
	同族会社の役員などで、その会社から給与のほか、貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている方
公的年金等の収入のある方で令和5年中に	公的年金等の収入金額が400万円を超える方
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

消費税及び地方消費税の申告について

以下のいずれかに該当する方は、消費税および地方消費税の申告が必要です。

- ・ 基準期間(令和3年)の課税売上高が1,000万円を超える事業者など
- ・ 令和5年中に適格請求書(インボイス)発行事業者の登録を受けた事業者など



計算方法など詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

令和5年分の贈与税の申告が必要な方

以下のいずれかに該当する方は、贈与税の申告が必要です。

- 年間110万円を超える財産の贈与を受けた方
- 次の特例の適用の対象となる贈与を受けた方



- ・ 配偶者控除(控除額2,000万円)
- ・ 相続時精算課税(特別控除額2,500万円)
- ・ 住宅取得等資金の非課税

贈与の時期	非課税限度額	
令和5年1月1日～12月31日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
	1,000万円	500万円

問合せ 鈴鹿税務署(個人課税第一部門) ☎382-0353(ダイヤルイン)